

## 令和2年度 明和県央高等学校 部活動方針

### 1 目標

学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により、体育的活動や文化的活動に親しみ、学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養に資することをめざす。

### 2 本年度の活動

#### (1) 設置部活動（同好会を含む）

運動部15部、文化部14部を設置する。

#### (2) 活動日及び活動時間

##### ア 週当たりの休養日

##### (ア) 指定部活動

a 週1日以上休養日を設定する。

b 休養日は原則月曜日とする。

##### (イ) 指定部活動以外

a 週2日以上休養日を設定する。

b 休養日は原則月曜日1日、土曜日又は日曜日のいずれか1日以上とする。

(ウ) 大会参加等により休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

##### イ 長期休業中の休養日

(ア) 学期中の休養日の設定に準じる。

(イ) 生徒が多様な活動を行うことができるように長期の休養期間を設定する。

##### ウ 活動時間

(ア) 平日の活動については下記のとおりとする。

##### a 指定部活動

・16時から19時の間で、効果的且つ効率的な活動を行う。

##### b 指定部活動以外

・16時から18時の間で、活動時間は2時間以内とする。

(イ) 休業日の活動については下記のとおりとする。

##### a 指定部活動

・9時から16時の間で、効果的且つ効率的な活動を行う。

##### b 指定部活動以外

・9時から16時の間で、活動時間は3時間以内とする。

(ウ) 練習試合等で終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮する。

##### エ 朝練習

(ア) 放課後の活動時間が確保できる場合は、原則実施しない。

(イ) 朝練習を実施する場合は、活動時間を8時00分～8時30分とする。

#### オ その他

- (ア) 定期試験直前の5日間及び定期試験期間（最終日を除く）は、学習時間の確保を優先し、部活動を実施しない。ただし、公式戦等の日程上、部活動を必要とする場合は、顧問から教頭に活動日・活動時間を事前に申告し、許可を得て活動する。
- (イ) 生徒の技能向上だけでなく、心身の健康にも配慮し、参加する大会・練習試合等は十分に精選する。
- (ウ) 顧問の監督下でない生徒のみの自主的な活動は禁止する。

### 3 経費

- (1) 活動に係る経費の一部を生徒福祉費及び教育振興会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合は、保護者の理解・承認を得た上で金額を決定し徴収する。部費の取扱いについては、通帳を作成し、年度末に保護者に対して会計報告を実施する。監査は保護者代表が行う。

### 4 その他

- (1) 安全対策
  - ア 事故等の未然防止のため、生徒の健康管理・環境整備・安全点検を心がける。
  - イ 事故発生時、最善の初期対応（応急処置、救急対応、保護者・管理職への報告）に努める。
  - ウ 生徒の人間性や人格を損ねる発言及び行為を禁止する。
- (2) 部活動検討委員会
  - ア 部活動の取組状況や課題を協議する目的で、部活動検討委員会を組織する。
  - イ 部活動検討委員会は、学校職員、保護者等で組織し、本校教育振興会本部役員会を活用する。

- 附 則 この部活動方針は、平成30年5月28日より施行する。
- 附 則 この部活動方針は、平成31年4月1日より施行する。
- 附 則 この部活動方針は、令和2年4月1日より施行する。